

# 安平町学校施設等長寿命化計画（案）に関する 意見募集（パブリックコメント）について

安平町学校施設等長寿命化計画（案）に対するパブリックコメントを実施しますので、お気付きの点やご意見をお寄せください。

## ■意見募集の対象、公表する資料

安平町学校施設等長寿命化計画（案）

## ■資料の閲覧方法等

①町ホームページに掲載しています。

②教育委員会事務局学校教育グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で閲覧できます。

※町ホームページをご覧になれない方は、郵送も可能ですのでお問い合わせください。

## ■意見の提出方法および場所

以下①～④のいずれかの方法により提出してください。

①持参の場合 下記へ提出願います。

- ・教育委員会事務局学校教育グループ（総合庁舎）
- ・住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）

②郵送の場合 教育委員会事務局学校教育グループへ郵送してください。

〒059-1595 安平町早来大町95番地

安平町役場 教育委員会事務局学校教育グループ

③FAXの場合 教育委員会事務局学校教育グループへ送信してください。

FAX ☎ 7030

④メールの場合 添付もしくはメール本文などにより教育委員会事務局学校教育グループへ送信してください。 メールアドレス [gk-kyouiku@town.abira.lg.jp](mailto:gk-kyouiku@town.abira.lg.jp)

## ■意見募集期間

3月21日(木)から4月10日(水)17時15分まで

①持参の場合 月～金 8時30分～17時15分

②郵送の場合 4月10日(水)消印まで有効

③FAX、メールの場合 24時間受け付け（土日含む。ただし募集の締切日は17時15分まで）

## ■意見対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

①町内に居住または通勤、通学している方

②町内において事業を行い、または活動を行う個人または法人その他団体

## ■意見集約による公表および応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方などについては、町ホームページおよび教育委員会事務局学校教育グループにおいて公表します（広報紙での公表は、紙面の都合上、要約などにより掲載となる場合があります）。

## ■その他

①意見記入票については、詳しく内容をお聞きする場合や町で協議した結果等をお知らせするときのため、住所、お名前、ご連絡先を必ず記載してください。

②募集対象案件と直接関係のないご意見などについては、取り扱わない場合があります。

問合せ 教育委員会事務局学校教育グループ ☎ ☎ 7036